

広島市消防団
震災対応マニュアル

2023年(令和5年)5月改正

広島市消防団
広島市消防局

はじめに

東日本大震災は、2万人に近い住民の命を奪い去りました。一方で、地域住民の助け合いや、消防、警察、自衛隊、医療機関をはじめ多くの人々の懸命な努力により、たくさんの命が救われました。

消防団は、自らも被災者であったにもかかわらず、だれよりも真っ先に災害現場へかけつけ、各種応援隊が引き上げた後も最後まで活動しました(最初から最後まで)。

その活動は、水門等の閉鎖、住民の避難誘導、救助、消火、避難所の運営支援、行方不明者の検索(搜索)、ご遺体の搬送・安置など、住民の生命、安全を守るため、実に様々なものでした(地域コミュニティの核)。

しかし、同時に多数の消防団員が活動中に犠牲となりました。

東日本大震災における消防団の活動は地域住民に勇気を与え、改めて地域の絆・コミュニティの大切さ、消防団が果たしている役割の大きさを教えてくれました。一方で、活動中の消防団員の安全をいかに確保するかという大きな課題を我々に突きつけました。

この「広島市消防団震災対応マニュアル」は、先の震災を教訓に、広島市において震災が発生した場合に、全ての消防団員が『自らの命と家族の命を守る』ことを最優先とした安全行動を原則とするとともに、平時からの対策並びに震災直後の消防団活動をそれぞれの地域の実情にあわせた形で明確に示すことにより、消防団員の安全確保と消防力を最大限に発揮させることを目的としたものです。

【 第1 参集方法・基準 】

1 消防団員の参集方法

地震発生時における参集については、消防団員各自がテレビ、ラジオ及び防災情報メールにより震度及び津波の有無を把握し、災害応急組織の設置基準に達したら、指定された場所に自主参集するものとする。

2 災害応急組織設置基準及び参集基準

(1) 災害応急組織設置基準

ア 地震

区分	災害警戒本部	災害対策本部
市域で震度4の地震を観測したとき。	市、全区	-
市域で震度5弱以上の地震又は長周期地震動階級3以上の地震を観測したとき。	-	市、全区

※ 各分団は、震度4以上の地震が発生したときは、自主的に分団車庫及び車両等の点検を実施し、異常の有無を各消防団本部（消防団本部が設置されていない場合は、各消防団事務局）に報告する。

イ 津波

区分	災害警戒本部	災害対策本部
気象庁が広島県に津波注意報を発表したとき。	西区、佐伯区	市、中区、南区、安芸区
気象庁が広島県に大津波警報又は津波警報を発表したとき。	-	市、全区

(2) 参集基準

管轄する区に、災害応急組織が設置された場合は、以下のとおり参集する。

ア 災害警戒本部

階 級	消防団員行動
団長	消防署へ参集
副団長	あらかじめ指定した消防署または消防出張所へ参集
分団長以下	状況に応じて分団長等の判断により参集

* 女性消防団員にあつては、団長の指示により参集し、以後の体制も同様とする。

イ 災害対策本部

階 級	消防団員行動
団長	消防署へ参集
副団長	あらかじめ指定した消防署または消防出張所へ参集
分団長以下	- 避難指示が発令された地域を管轄する分団は参集 - 状況に応じて分団長等の判断により参集

【 第2 平常時の対策 】

1 家庭内において

- (1) 消防団員は、各自、非常持出品を準備しておき、非常時における家族との参集場所や方法を確認しておくこと。
(例) 家族3日分の食料・飲料水・救急薬品・携帯ラジオ・雨具・懐中電灯・電池・ちり紙・タオル・下着類・メモ帳・筆記用具・マッチ・ローソク・軍手・ナイフ・缶切りなど
- (2) 大型家具(タンス類・冷蔵庫・テレビなど)の固定やガラスの飛散防止対策をしておくこと。
- (3) 自宅や周辺の海拔を確認し、避難経路を確認しておくこと。
(浸水時避難計画マップ・ひろしま地図ナビ「防災情報」等参照)

2 消防団活動において

- (1) 常に所在を明確にしておき、最新の災害情報が得られるようにラジオ等の携行に努め、連絡手段を複数確保する。また、消防団員の安否確認のための連絡網を整備し、複数の手段を検討しておくこと。
- (2) 分団車庫が津波浸水想定区域内にある分団は、大津波警報発令時の活動拠点をあらかじめ決めておくこと。
(浸水時避難計画マップ・ひろしま地図ナビ「防災情報」参照)
- (3) 管轄地域の地理、消防水利、危険要素を調査把握するとともに、避難場所(浸水時緊急退避施設)、避難経路、危険箇所の調査把握と非常時の迂回路の選定や誘導方法を事前に研究しておくこと。
(例) 道路・橋の状況、木造家屋の密集地、山・崖くずれの危険箇所、津波浸水想定区域、広域避難場所への避難時間、山腹崩壊の危険箇所、ブロック塀など
- (4) 日頃から消防用資機材・救助用資機材(可搬ポンプ、発電機、投光器など)の管理や取扱訓練を反復実施しておくこと。

【 第3 震災発生時の初動対応 】

- 1 地震発生時の消防団員の参集は、災害応急組織の設置区分に応じて自主参集すること。
- 2 テレビ、ラジオ、防災情報メールなどで地震の震度及び津波の有無を確認すること。
本マニュアルに示す参集基準に達した場合には、家族の安全(勤務先の被害)に配慮しつつ、速やかにそれぞれの分団に参集すること。
ただし、津波浸水が予測される地域においては津波警報が発令された場合、住民に呼びかけ避難すること。
遠隔地での地震等、津波到達まで時間の余裕がある場合は、消防団本部の指示により避難誘導を行うとともに、車両及び資機材等の高台避難を行うこと。(退避ルール参照)
- 3 自己又は家族に危険が迫っている、遠隔地にいる等、特別な事情により、参集することが困難な場合には、その旨を所属分団の上司に連絡し、併せて、連絡先についても伝達すること。
- 4 交通途絶などにより指定された場所に参集することができない場合は、最寄りの避難場所に参集し、活動に当たる。(待機の場合は分団車庫、または、地域の公民館、集会所とする。)
- 5 自動車は、状況により交通渋滞を引き起こす原因となるので、震度6弱以上の場合は、徒歩又は自転車、バイクなどを使って参集すること。

- 6 所属分団車庫への参集に際しては、周辺の被害状況の把握に努め、緊急性のあるものは消防団本部に連絡すること。
- 7 参集する途中で救助を求めている人がいる場合は、人命救助を最優先し、直ちに救助を行い、被災者の安全を確保した上で参集すること。
- 8 地震後には電話、携帯電話は非常につながりにくいことが予想されるが、携帯電話メールが有用であることから、災害時に他の通信手段が無い場合は「携帯電話メール」を活用すること。

【 第4 退避ルール 】

- 1 津波浸水想定区域内にある分団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先する。
- 2 活動する場合においては、「気象庁が発表する津波到達予想時刻」から、「退避時間（安全な高台等へ退避するために要する時間）」及び「安全時間20分（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）」を差し引いた時刻を「退避開始時刻」とする。

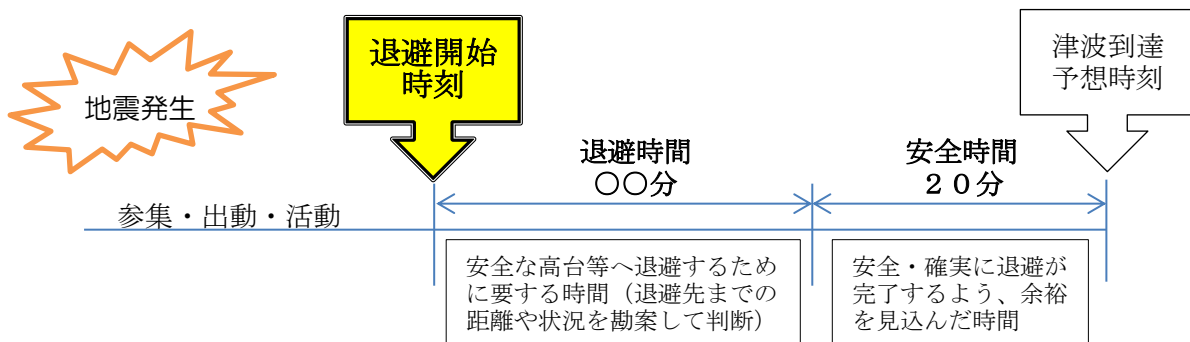
〔例〕 津波到達予想時刻が15時30分で、退避時間が5分間の場合、安全時間を20分とし、退避開始時刻は15時5分となる。

- 3 分団長は、退避開始時刻となった場合には、直ちに退避命令を出す。
- 4 分団長は、退避開始時刻前であっても、現場の状況や沖合での津波観測情報等により危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出す。
- 5 津波到達が予想される場合は、救命胴衣を着用し、通信機器、ラジオ等を携行の上、複数人の消防団員で活動する。また、危険を察知した場合は直ちに退避する。
- 6 津波災害時においては、住民が率先避難することが基本である。

また、津波到達までの予想時間が短い場合や参集中に退避開始時刻となった場合など、退避を優先する必要がある場合には、消防団員も避難のリーダーとして住民と一緒に率先避難することとし、事前に住民と話し合っておくこと。

- 7 津波警報が解除されるまで、津波による浸水が予測される地域では、一切の消防活動を行わない。

避難判断のイメージ



$$\text{退避開始時刻} = \text{津波到達予想時刻} - (\text{安全時間20分} + \text{退避時間〇〇分})$$

【 第5 震災消防活動 】

1 状況把握

- (1) 団長は、消防署に参集し、消防団の指揮体制を確立する。
- (2) 副団長は、あらかじめ指定した場所に参加し、各分団の状況を随時、団長へ連絡する。
- (3) 分団長は、下記の状況把握に努め、副団長に報告する。なお、出動体制が整うまでは待機し、無理な行動による二次災害を防ぐ。
 - ① 分団車庫、車両、資機材の被害状況
 - ② 地震に関する情報、指示命令、活動内容等
 - ③ 消防団員の参集状況
 - ④ 参集途上での被害状況

2 現場活動要領

- (1) 分団長等は、消防団本部からの指示を受け、署本部に配置する部隊等と緊密な連携のもと、自主防災組織、住民と一体となった活動を実施する。また、消防団員を安全に活動させるため、活動環境を十分に把握したうえで危険要素等を周知徹底し、効果的な消防活動の実施に努める。
- (2) 津波到達が予想され退避した場合等は、津波警報等が解除されるまでは、消防活動を再開しない。
- (3) 津波災害時の活動にあつては、必ず救命胴衣を着用する。
- (4) 大規模地震の後には必ず余震があるものとし、救助活動等屋内進入については、二次災害防止に注意する。
- (5) 震災活動時における消防団員の安全管理については、このマニュアルに定めるほか「水防時における消防団員の活動マニュアル」等に基づき、災害対応にあたる消防団員の命を守ることを最優先とした活動を行うものとする。

3 活動内容

- (1) 出火防止の広報
発災と同時に、管轄区域内において出火防止の徹底を図るため、車両の拡声器を使用して出火防止を呼びかける。
- (2) 消火活動
火災が発生したときは、時期を失することなく、初期消火を行なう。
署警防隊等は現場到着しても、消防団が消火活動を実施している場合は、次回出動に対応することがあるので、残火処理まで徹底する。
飛火火災が発生するおそれがある場合は、飛火の警戒と即時消火を徹底する。
防火水槽等の有限水利を使用した場合は、早期に自然水利等から補水しておく。
- (3) 人命救助、救急
家屋倒壊等による人命救助事故を発見したときは、自主防災組織、付近住民等と協力し、人命救助を行なう。
救助した要救助者は、救急隊に引き継ぐことを原則とするが、多数の場合、軽傷者は、現地付近の仮救護所又は医療機関に搬送する。
- (4) 水防活動
破堤等により水害が発生し、又は、発生しようとしているときは、速やかに応急工作を実施、被害の拡大防止、又は発生防止に努める。
- (5) 避難の支援活動
住民を避難させる必要があるときは、区本部職員、消防職員、警察官、自主防災組織等と協力し、避難場所等に安全に誘導する。